

服装規定

- ア 登下校中は、原則として本校が指定した学生服を着用する。詳細については別途制服規定を参照。ただし、特別な事情がある場合には、「異装許可願」により、事前に届け出て許可を得る。
- イ 体育実技服、部活動用ユニフォーム等を着用したままの登下校は、原則として禁止する。
- ウ インナーは無地のものとし、色は特に指定しない。ただし、襟元や袖から見えてはならない。
- エ 防寒具(ジャンパー、マフラー、手袋)等の校舎内での使用は原則禁止する。
- オ 登下校に携帯する通学用カバンは、指定(校章入り)する。なお、補助バッグの使用は、通学用カバンと同時携帯の場合に限り認める。
- カ 登下校用の靴は黒、紺、白を基調としたものとする。
- キ 装飾品(ピアス、ネックレス、指輪等)の使用は禁止する。
- ク 化粧品(マニキュア、香水を含む)や着色効果のあるリップクリームや日焼け止めの使用は禁止する。
- ケ 上履き(スリッパ)は指定する。

制服規定

- ア 冬服、中間服、夏服はそれぞれ本校指定品とする。(ニットベスト、セーターを含む)
- イ スラックスの裾は床につかないようにすること。
- ウ ベルト幅は、2～5cm、色は、黒・紺・茶系統の無地とする。
- エ スカートを曲げたり、切ったりするなどして短くしない。
- オ 靴下は紺、黒、白のソックスとする。(ワンポイント可)ただし、儀礼・儀式・集会では本校指定のスクールソックスとする。
- カ 冬季にタイツを着用するときは黒とする。

頭髪規定

- ア 前髪は、目にかからないようにする。目にかかる長さの場合は髪止めを使用する。(使用する髪止めは華美なものではなく無地で、原則、黒色のものとする。)清潔感をもって、横、後ろ髪が耳、襟にかかる場合は端正に整える。
- イ 肩を超えるほどの髪は、1つか2つに結ぶ(1つの場合は中央でくくる)。髪結い用のゴムは黒、紺、茶系統で無地とする。
- ウ 脱色、染色、パーマ等、奇抜な髪型は認めない。
- エ 整髪料は、使用を禁止する。
- オ まゆ毛を整える場合は最小限にとどめ、極端な眉そり眉抜きをしない。